

那須塩原市文字起こしアプリケーション運用支援業務委託仕様書

第1章 総則

1 業務の名称

那須塩原市文字起こしアプリケーション運用支援業務委託

2 業務の目的

文字起こしアプリケーションにより職員の会議録作成等に係る業務効率化を行うため。

3 履行期間

契約日の翌日から令和5年6月30日まで（長期継続契約）

4 支払条件

原則月額払いとするが、協議により双方合意の支払い方法を可能とする。

第2章 共通仕様

1 適用の範囲

本仕様書は、本業務に適用されるものとする。

2 業務内容

本業務の内容は、第3章業務内容によるものとする。

受注者は、本仕様書のほか、本業務委託の契約候補者選定に係るプロポーザルを実施した際に提出した企画提案書の内容に従い本業務を履行すること。

3 本市業務実施体制

本業務の遂行にあたって、本市担当者による推進体制を整備し、円滑な推進体制を図る。

4 受託者側の体制

受託者には文字起こしアプリケーションを複数導入した実績をもち、安定した運用支援が可能である技術力を求める。

導入に従事する要員は、必要な知識・技術に精通し実務経験を有すること。

5 技術者及び業務管理

- (1) 受託者は、業務責任者をもって適切な業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置するものとする。
- (2) 業務責任者は、業務の全般に渡り技術的管理を行うものとする。
- (3) 受託者は、本市との連絡を密にするとともに、十分な協議のもとで業務の円滑な遂行を図るものとする。

6 疑義

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合や、本仕様書に定めない事項に

については、本市と受託者の協議により決定するものとする

7 関連法令等

受託者は、本業務の遂行に当たっては、本仕様書に従うほか、関係法令等を遵守するものとする。

8 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全体やプロジェクト管理等の主たる部分を一括して第三者に委任し請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任するときは、あらかじめ本市の承諾を得なければならない。

第3章 業務内容

本業務の内容は以下の通りとする。

1 運用支援業務

- (1) 業務管理
 - ア 履行期間において業務遂行のための全体管理を行う。
 - イ 必要に応じて進捗会議を開催し、本市に報告を行う。
- (2) アプリケーションの導入準備

調達するライセンス及びソフトウェアは、「別紙1 導入端末環境」で利用可能であり、「別紙1 ソフトウェア要件」を満たした製品であること。
- (3) マニュアルの提供

本アプリケーションの管理者用マニュアル及び利用者用マニュアルを発注者へ提供すること。また、当該マニュアルは日本語で記載されていること。
- (4) 利用に関する問い合わせについて
 - ア サービスの利用に関する問い合わせについて、問い合わせ専用の窓口を設けていること。
 - イ 問い合わせ専用の窓口については、専用の Web サイトフォーム、もしくはそれらに準ずるものを設けていること。
 - ウ 対応時間について午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの時間帯で対応できること（市の休日を除く）。
- (5) 障害に関する問い合わせについて
 - ア サービス利用時において、障害の発生、もしくは障害か否か不明な現象が発生した場合における、問い合わせ窓口を設けていること。
 - イ 問い合わせは電話とメールの両方で対応可能とすること。
 - ウ 障害の発生時には迅速な対応に努めること

別紙 1

1 利用環境

(1)利用端末の標準スペックは以下の通り。

表 1 利用端末

OS	Windows11 及び Windows 10 バージョン 10.0.14393.576 64 ビット
CPU	Core i5-6200U 2.30GHz
メモリ容量	4.00GB 及び 8.00GB

(2)会議等の時間

総会議時間数は 1 月あたり 150 時間を想定。

2 ソフトウェア要件

以下記載のソフトウェア要件は全て必須の事項であり、これらを下回らないこと。

2.1. 機能要件

- 2.1.1. パソコン、スマートフォン及びタブレットからも利用できること。
- 2.1.2. アプリケーションをインストールして使用するサービスの場合、1 ユーザあたりインストールできる台数に制限がないこと。
- 2.1.3. 複数の音声認識エンジンを選択できること。
- 2.1.4. 日本語以外にも複数の言語を選択できること。
- 2.1.5. 文字起こしを行う動画ファイル又は音声ファイルを以下から選択できること。
 - ・ Google ドライブ
 - ・ PC ローカル
- 2.1.6. 以下の文字起こしがリアルタイムで可能であること。
 - ・ ウェブ上の動画又は音声ファイル
 - ・ マイク入力
- 2.1.7. システムによる文字起こしに要する時間が、原則として素材データ（動画ファイル又は音声ファイルデータ）の時間を下回ること。
- 2.1.8. システムによる文字の変換が終わった箇所から、随時手作業での修正ができること。
- 2.1.9. システムによる文字起こし中においても、随時音声の聴き直しができること。
- 2.1.10. システムによる文字起こしの結果を、任意の場所で分割・統合できること。
- 2.1.11. システムによる文字起こしの結果の任意の箇所にメモを入力できること。
- 2.1.12. システムによる文字起こしの結果の任意の箇所に時間情報を入力できること。

- 2.1.13. 文字起こしの結果の任意の文章について、任意の話者を設定できること。
- 2.1.14. 文字起こしの結果を以下の形式で出力できること。
txt、csv、xlsx、tsv
- 2.1.15. 文字起こしの結果を印刷できること。
- 2.1.16. 文字起こしのログや、文字起こしの素材データ（動画又は音声ファイル）を、アプリケーション又はサービス提供側のサーバーに保持しないようにできること。
- 2.1.17. 音声の再生速度変更ができること。
- 2.1.18. 文字起こしの利用時間などのデータが確認できること。

2.2. 非機能要件

- 2.2.1. 本市の職員が業務で使用している端末で利用できること。
〔参考〕標準的な本市の職員の使用端末環境は、OSはWindows11及びWindows 10 Professional、CPUはインテル Core i5 (4.40GHz)、主記憶メモリは4GB及び8GB、ブラウザは、Google Chrome、Microsoft Edgeである。